

ダイオーロジスティクス株式会社に対する勧告について

令和6年2月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ダイオーロジスティクス株式会社（以下「ダイオーロジスティクス」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	3500001014359
名称	ダイオーロジスティクス株式会社
本店所在地	愛媛県四国中央市中之庄町1695番
代表者	代表取締役 竹内 正人
事業の概要	一般貨物自動車運送、貨物利用運送
資本金	3000万円

2 違反事実の概要

- (1) ダイオーロジスティクスは、愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号に所在する大王製紙株式会社（以下「大王製紙」という。）が全額出資して設立した事業者であり、大王製紙及び同社の子会社等（以下「大王製紙グループ」という。）から請け負う貨物の運送等が売上額のほとんど全てを占めている。
- (2) ダイオーロジスティクスは、資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者（以下「下請事業者」という。）に対し、業として荷主等から請け負う貨物の運送の全部又は一部を委託している。
- (3) ダイオーロジスティクスの中部支店における下請事業者との取引に係る交渉等については、同支店の輸送部が担当しており、同支店の支店長^(注)は輸送部の業務を管理している。
(注) 令和3年1月から同年6月までの間に中部支店の支店長であった者は、ダイオーロジスティクスの役員である。
- (4) ダイオーロジスティクスは、令和2年11月頃以降、大王製紙グループ以外の事業者から貨物の運送等を請け負う「外部販売取引」と称する取引（以下「外販取引」という。）による売上げを拡大し、自社の利益を確保

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所下請課 電話 087-811-1758（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

することを目的として、外販取引を獲得するための営業活動を積極的に推進していくこととし、外販取引に係る売上高の目標金額を定め、当該活動を行っていた。

(5)ア ダイオーロジスティクスは、前記(4)の外販取引に係る売上高の目標金額を達成するため、自社が提供する貨物の運送が、下請事業者に委託する貨物の運送と直接関係がないにもかかわらず、令和3年1月以降、下請事業者に対し

(7) 中部支店の支店長又は輸送部の担当者が、下請事業者ごとに定めた目標金額を具体的に示すこと

(4) 中部支店の輸送部の担当者が、下請事業者との複数回にわたる面談において当該目標金額の達成状況を確認すること

などにより、自社が提供する貨物の運送の利用を要請していた。

イ ダイオーロジスティクスは、前記アの行為により、下請事業者に対し、ダイオーロジスティクスが提供する貨物の運送の利用を余儀なくさせ、下請事業者は、令和3年1月から令和4年8月までの間、自らが荷主等から請け負った貨物の運送の全部又は一部をダイオーロジスティクスに再委託して、ダイオーロジスティクスが提供する貨物の運送を利用した。下請事業者が利用した金額は、総額6995万7800円である(下請事業者2名)。

(6) ダイオーロジスティクスは、令和5年3月31日、下請事業者に対し、自社が提供する貨物の運送を利用させることにより得ていた利益に相当する額を支払った。

3 勧告の概要

(1) ダイオーロジスティクスは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(5)の行為が下請法第4条第1項第6号の規定に違反するものであること

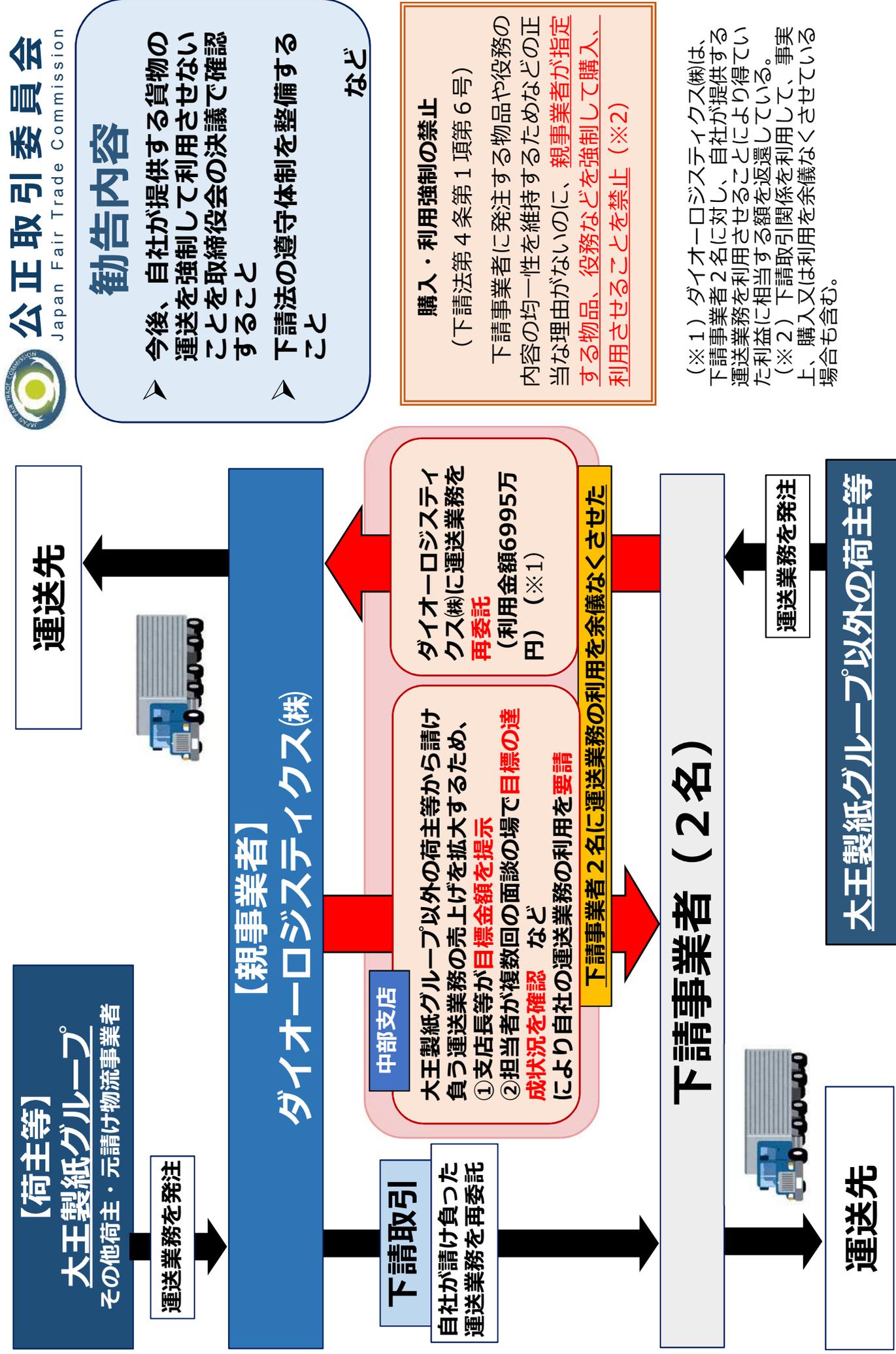
イ 今後、下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、下請事業者に対し、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させないこと

(2) ダイオーロジスティクスは、今後、下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、下請事業者に対し、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させることがないよう、自社の役員及び従業員に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

(3) ダイオーロジスティクスは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

- ア 下請事業者に対し、自社が提供する貨物の運送を利用させることにより得ていた利益に相当する額を支払ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) ダイオーロジスティクスは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 下請事業者に対し、自社が提供する貨物の運送を利用させることにより得ていた利益に相当する額を支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)に基づいて採った措置
- (5) ダイオーロジスティクスは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

ダイオージスティクス株式会社に対する勧告（概要）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

- 今後、自社が提供する貨物の運送を強制して利用させないことを取締役会の決議で確認すること
 - 下請法の遵守体制を整備すること
- など

購入・利用強制の禁止

(下請法第4条第1項第6号)

下請事業者に発注する物品や役務の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、**親事業者が指定する物品、役務などを強制して購入、利用させることを禁止 (※2)**

(※1) ダイオージスティクス(株)は、下請事業者2名に対し、自社が提供する運送業務を利用させることにより得ていた利益に相当する額を返還している。
(※2) 下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含む。

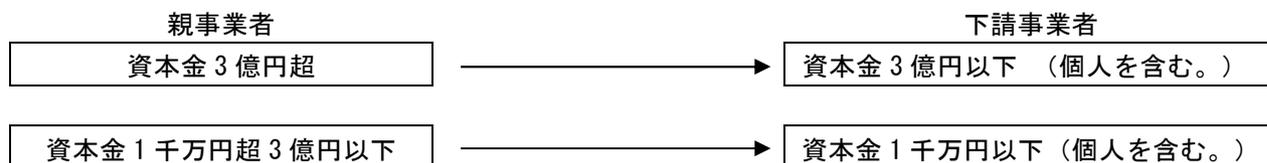
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

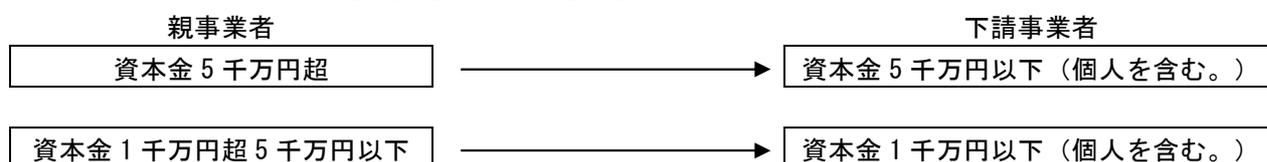
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文等

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 （略）

2、3 （略）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5、6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～五 （略）

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法施行令（抄）

（平成十三年政令第五号）

（法第2条第7項第1号の政令で定める情報成果物及び役務）

第一条 （略）

2 法第二条第七項第一号の政令で定める役務は、次に掲げるものとする。

- 一 運送
- 二 物品の倉庫における保管
- 三 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄）

（平成十五年公正取引委員会事務総長通達第十八号）

6 購入・利用強制

(1) 法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制とは、「下請事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること」により、下請事業者にその対価を負担させることである。

「自己の指定する物」とは、原材料等だけでなく、親事業者又は関連会社等が販売する物であって、下請事業者の購入の対象として特定した物がすべて含まれる。また、「役務」とは、親事業者又は関連会社等が提供するものであって、下請事業者の利用の対象となる役務がすべて含まれる。

「強制して」購入させる又は利用させるとは、物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる。

(2) 次のような方法で下請事業者に自己の指定する物の購入又は役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

ア 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入又は利用を要請すること。

イ 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入又は利用を要請すること。

ウ 下請事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入又は利用を要請すること。

エ 下請事業者が購入若しくは利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入若しくは利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入又は利用を要請すること。

オ 下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に物を下請事業者に送付すること。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

6-1 自社製品の購入強制

(1) 親事業者は、自社製品のセールスキャンペーンに当たり、各工場の購買・外注担当部門等を通じて下請事業者に対し、下請事業者ごとに目標額を定めて、自社製品の購入を要請し、購入させた。

(2) 親事業者は、自社製品拡販運動を実施するに当たり、自社工場入口に「当社製車両以外構内乗入れは御遠慮下さい。」と表示した看板を立て、下請事業者が納入のため他社製車両で乗り入れる都

度「他社製車両乗入れ願」を提出させるとともに、納入カード・納品書に「納入は当社の車でお願いします。」と表示して、下請事業者に自社製車両の購入を要請し、購入させた。

- (3) 親事業者は、自社製品の販促キャンペーンを実施するに当たり、下請事業者も販売の対象とし、購買・外注担当者を通じて下請事業者に自社製品の購入を再三要請し、購入させた。
- (4) 親事業者は、自社の取扱部品の販売キャンペーンとして、購買・外注担当者と協力工場との会議の席上及び協力工場の製品納入時に、当該部品の販売先の紹介を要請するとともに、下請事業者の紹介先の購入実績を購買・外注窓口に貼り出すこと等により、紹介先のない下請事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。

6-2 取引先製品の購入強制

親事業者は、自動車部品の組立加工等を委託している下請事業者に対し、外注担当者を通じて、自社の取引先である自動車メーカーの自動車の販売先を紹介するよう要請し、紹介先のない下請事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。

6-3 自社が指定する役務の利用強制

- (1) 親事業者は、物品の製造委託をする際に、3条書面に代えて、インターネットのウェブサイトを利用した方法としたところ、下請事業者に対して、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、自ら指定するインターネット接続サービス提供事業者と契約しなければ、今後、製造委託をしない旨を示唆し、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者との契約を解除させ、当該事業者と契約させた。
- (2) 親事業者は、下請事業者に対し、自ら指定するリース会社から工作機械のリース契約を締結するよう要請したところ、下請事業者は既に同等の性能の工作機械を保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、再三要請し、リース会社とのリース契約を締結させた。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉

6-4 自社製品等の購入強制

- (1) 親事業者は、機器管理プログラムの作成等を委託しているところ、下請事業者が必要としていないにもかかわらず、下請事業者に対し、委託内容とは関係のない自社製品である暗号化プログラムの購入を要請し、購入させた。
- (2) 広告会社である親事業者が、広告制作会社に年始の名刺広告への参加を要請したのに対して、名刺広告の効果を把握するために参加したが、効果が乏しく、翌年以降は参加しない旨を親事業者に伝えていたにもかかわらず、翌年から年末になると参加を前提として申込書を送付し、再三参加を要請することにより、当該名刺広告に参加することを余儀なくさせた。

6-5 自社の関連会社の商品の購入強制

親事業者は、下請事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットについて、あらかじめ下請事業者ごとに目標枚数を定めて割り振り、購入させた。

〈役務提供委託における違反行為事例〉

6-6 自社製品等の購入強制

- (1) 家庭用電気製品製造・販売事業者の物流子会社である親事業者が、下請事業者である運送事業者に対して毎年末にノルマを定めて家庭用電気製品製造・販売事業者の取扱い商品の購入を要請し、今後の契約を懸念した下請事業者に当該商品を購入させた。
- (2) 親事業者は、冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け、音響操作等の実施を委託している下請事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせ

ち料理、ディナーショーチケット等の物品の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させた。

- (3) 親事業者は、ビル等の清掃を委託している下請事業者に対して、発注担当者を通じて、下請事業者が必要としていないにもかかわらず、自社が販売する食料品を購入させ、又は、自社が提供する掃除用具のレンタルサービスを利用させた。

6-7 取引先製品の購入強制

親事業者は、貨物運送等を委託している下請事業者に対して、発注担当者を通じて、下請事業者が必要としていないにもかかわらず、自社の取引先からの購入要請があった自動車の購入を要請し、購入させた。

6-8 自社が指定する役務の利用強制

親事業者は、自社に出資している保険会社が扱っている船舶保険への加入を船舶貸渡契約を結んでいる貸渡業者に対して要請し、貸渡業者は既に別の保険会社の船舶保険に加入しているため、断りたい事情にあるにもかかわらず、度々要請し、貸渡業者に親事業者の薦める保険に加入させた。